

事務連絡  
令和6年4月26日

各 { 都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市 } 障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

### 障害児入所施設における移行支援計画の作成について（周知）

日頃より障害児支援施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第5号）」による改正後の「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）」において、指定障害児入所施設等は、15歳に達した障害児に係る移行支援を進める上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成するとともに、これに基づき、障害児に対して指定入所支援を提供することとされています。

これまで、移行支援計画の基本フォーマットについては、「障害児入所施設に入所する18歳以上の者の移行調整の進捗状況に係る調査等について（令和4年4月時点）」（令和4年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）においてお示ししていたところですが、改めて、移行支援計画の基本フォーマットを別添のとおりお示しします。

については、管内の障害児入所施設に周知するとともに、15歳に達した障害児（措置児童を含む。）について、本人・保護者等との面談を行った上で（※）、移行支援計画の策定及び移行支援に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」（令和3年12月23日付け障発1223第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「手引き」という。）については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等を踏まえた見直しを行い、追ってお示しすることとしています。

（※）措置児童であり保護者との面談が困難な場合は児童相談所とも相談の上、必要に応じて保護者への情報提供をしていただきたい。